

私立幼稚園

を利用する子どもの保護者 様

川西市入園所相談課

幼児教育・保育の無償化に係る手続きについて

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化により、子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園に通われているお子様（満3歳～5歳児）の利用料が無償になります。（行事費や給食費などは原則負担）

つきましては、無償化を受けるには給付認定（新1号、新2号、新3号）を受けていただく必要があります。該当する認定区分に応じ（別紙フロー図参照）必要な提出書類を封筒に入れ密封するなどし、園にご提出ください。入園所相談課へは認定希望月の前月15日必着（休日の場合は前開庁日）となりますので、園へはお早めにご提出ください。期限を過ぎますと、原則翌々月からの認定となります。

1 認定区分ごとの無償化の範囲と必要な提出書類

① 新1号認定の方

【無償化の範囲】入園料と保育料

令和8年9月までの利用分は月額2万5,700円まで、

令和8年10月以降の利用分は月額2万8,000円まで

【提出書類】新1号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」

※添付書類は不要です。

② 新2号認定の方

【無償化の範囲】入園料と保育料

令和8年9月までの利用分は月額2万5,700円まで

令和8年10月以降の利用分は月額2万8,000円まで

預かり保育

令和8年9月までの利用分は月額上限1万1,300円まで

（月額上限450円×利用日数で算出）

令和8年10月以降の利用分は月額上限1万2,300円まで

（月額上限490円×利用日数で算出）

【提出書類】新2号・新3号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」

と必要な添付書類（3を参照） ※父母ともに添付書類が必要

③ 新3号認定の方

【無償化の範囲】保育料

令和8年9月までの利用分は月額上限2万5,700円まで

令和8年10月以降の利用分は月額上限2万8,000円まで

預かり保育

令和8年9月までの利用分は月額上限1万6,300円まで
(月額上限450円×利用日数で算出)

令和8年10月以降の利用分は月額上限1万7,700円まで
(月額上限490円×利用日数で算出)

【提出書類】新2号・新3号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と必要な添付書類(3を参照) ※父母ともに添付書類が必要

新2号及び新3号の方は、幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)施設の場合、預かり保育のほか、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用も無償化の対象となります。

その場合、令和8年9月までの利用分は月額1万1,300円(新2号)又は月額1万6,300円(新3号)、令和8年10月以降の利用分は月額1万2,300円(新2号)又は月額1万7,700円(新3号)から自園の預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限となります。

2 給付認定の区分

認定区分	対象者	主な利用先
新1号認定	3歳以上のお子さんで、ご家庭で必要な保育ができる方 (例) 3歳以上で、両親のどちらかが専業主婦(夫)の場合など、お子さんがご家庭での保育を受けることができる場合	幼稚園 認定こども園
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過したお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、 <u>家庭において必要な保育を受けることが難しい方</u> (例) 両親が共働き(もしくはひとり親で働いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	幼稚園 認定こども園 預かり保育事業 認可外保育施設
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、 <u>家庭において必要な保育を受けることが難しい方のうち、住民税非課税世帯の方</u> (例) 両親が共働き(もしくはひとり親で働いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	一時預かり事業 病児保育事業 ファミサポ事業

3 保育を必要とする事由と必要な書類(新2号・新3号の方)

事由	事由の説明	必要書類の例
① 就労 月64時間以上就労 している	会社員、アルバイト等	就労証明書(勤務先が記入)
	内職	就労証明書(内職の委託元が記入)と 業務の計画表、予定表など
	自営業、農業 (父母以外の従業員がいない株式会社等を含む)	就労証明書(保護者自身が記入)と確定 申告書のコピー(開業初年度などで提出 できない場合は、開業届・営業許可書の コピー)

② 妊娠、出産	保育を必要とする理由が、妊娠・出産（産前8週・産後8週）	母子健康手帳（表紙と出産予定日が記載されたページのコピー）
③ 保護者の疾病・障がい	保育を必要とする理由が、保護者の病気・障がい	次の㉗㉘のいずれか ㉗ 市様式の診断書（病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記） ㉘ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のコピー
④ 親族の看護・介護	保育を必要とする理由が、親族の看護、介護	申立書と看護、介護が必要な人の㉗～㉚のいずれか ㉗ 市様式の診断書（病名、治療期間、介護の必要性等を明記。市所定の用紙に記入） ㉘ 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のコピー ㉙ 介護保険被保険者証のコピー ㉚ 療養施設の在園証明書（川西さくら園など）
⑤ 災害復旧	災害の復旧のため児童の保育ができない	申立書とり災したことがわかる書類（り災証明書）
⑥ 求職活動（起業準備含む）	就業に向けて求職活動を行なっている（最大90日間）	求職活動状況申立書
⑦ 就学、職業訓練	就学（職業訓練校など、将来就労につながる就学を含む）している	申立書と在学（受講）証明書、カリキュラムや時間割が確認できる資料
⑧ 虐待やDVの恐れがある		申立書
⑨ 育児休業を取得して育児中	育児休業取得前に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合（育児休業に係る子どもが1歳なる年度末まで）	育休期間が明記された就労証明書 ※入所時点で育児休業を取得されている場合は、認定を受けられません。
⑩ その他	上記と同様な状態であると市が認める場合	市が必要と認める書類

※ 必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

※ 必要な添付書類の様式は、市ホームページにも掲載しています。ダウンロードしてご使用ください
（市公式ホームページから トップページ＞暮らし・手続き＞子育て＞保育所・認定こども園（2・3号認定）小規模保育事業所＞保育施設（2号・3号および新2号・新3号認定）などの申し込み添付書類）
【ページ番号：1000648】

【お問い合わせ】

川西市教育委員会事務局
教育推進部入園所相談課

TEL: 072-740-1175